

事業名	舞鶴港前島地区複合一貫輸送ターミナル(改良)事業			担当課	港湾空港部港湾計画課				事業主体	近畿地方整備局
				担当課長名	石田 博					
実施箇所	京都府舞鶴市									
該当基準	事業完了後一定期間が経過した事業									
主な事業の諸元	岸壁(水深9m)(改良)、航路・泊地(水深9m)、泊地(水深9m)									
事業期間	事業採択	平成19年度	完了	平成28年度						
総事業費(億円)	前回評価時	50		完了時	43					
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶の老朽化や日本海側の荒天時における航行の安全性の向上のため、事業着手に先行して大型船が導入されており、水深が浅いため喫水調整による非効率な運航、岸壁延長が不足するため不安定・不安全な荷役・係船作業を余儀なくされている。 現行フェリーに必要な水深・岸壁延長を確保し、効率的な運航及び船舶荷役等の安全性の向上を図る必要がある。 <p><達成すべき目標></p> <p>複合一貫輸送ターミナルを改良整備することにより、フェリーに必要な水深・岸壁延長を確保することにより、喫水調整による非効率な航行の解消及び船舶荷役等の安全性向上を図る。</p>									
上位計画の位置づけ	<p><第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)></p> <p>第3章 第2節 4. 重点目標4 経済の好循環を支える基盤整備【4-1:サプライチェーン全体の強靱化・最適化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症など社会環境の大きな変化の中にあっても、我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活を維持するために必要不可欠なサプライチェーンの強靱化を図るため、道路や港湾等の整備を行うとともに、物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。 									
事業の多面的な効果	<p>■政策目標・施策目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標: 国際競争力、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標: 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進 <p>■定性的・定量的な効果</p> <p><定性的な効果></p> <ul style="list-style-type: none"> 係船、荷役作業時の安全性向上 背後圏の拡大、荷主企業の投資誘発 リダンダンシー効果の創出 <p><定量的な効果></p> <ul style="list-style-type: none"> フェリー貨物の輸送コスト削減 便益対象貨物(令和3年需要推計値): 646万トン/年(フェリー貨物) 									
	<p>費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業費: 50億円(H26年度再評価) → 43億円(R3年度事後評価) ○事業期間: 平成19年度～平成28年度(H26年度再評価) → 平成19年度～平成28年度(R3年度事後評価) ○便益の主な根拠 ・フェリー貨物の輸送コスト削減: 3.5億円/年(平成28年予測取扱貨物量: フェリー貨物498万トン/年)(H26年度再評価) → 7.7億円/年(令和3年推計取扱貨物量: フェリー貨物646万トン/年)(R3年度事後評価) 									
事業全体の投資効率性	基準年度		令和3年度							
	B:総便益(億円)	198	C:総費用(億円)	67	EIRR(%)	10.2	B-C	132	全体B/C	3.0
事業実施による環境の変化	特になし									
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大による経済・物流の停滞 ・港湾計画の改訂(平成25年12月)に伴うふ頭用地の整備見合わせ ・トラックドライバーの労務管理の厳格化(令和6年) 									
今後の事後評価の必要性	本事業の実施により、取扱貨物量の増大、係船・荷役作業時の安全性向上、背後圏の拡大等、事業による効果の発現状況に現時点では特に問題はなく、今後も大きな変化はないと思われるため、今後の事後評価の必要性はない。									
改善措置の必要性	本事業の実施により、輸送コストの削減や荷役作業や係船作業の安全性が確保される等の事業効果の発現により、当初の目的は達成され、投資効果も確保されていることから、改善措置の必要性はない。									
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業では浚渫土砂処分先の変更等により事業費が増加、事業期間も延長しており、今後、同種事業の計画・調査にあたっては、あらかじめ関係者との調整を完了しておくなどの工夫が必要である。 ・本事業評価において、輸送コストの削減だけでなく、リダンダンシー効果の創出や係船・荷役作業時の安全性向上など貨幣換算できない価値も含めて総合的に評価する手法について引き続き検討が必要である。 									
対応方針	事業の目的に対する効果を発現しており、今後の事後評価及び改善措置の必要性はない。									
対応方針理由	目的に対する効果を発現しているため									
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応方針(案)のとおりでよいと判断される。 									